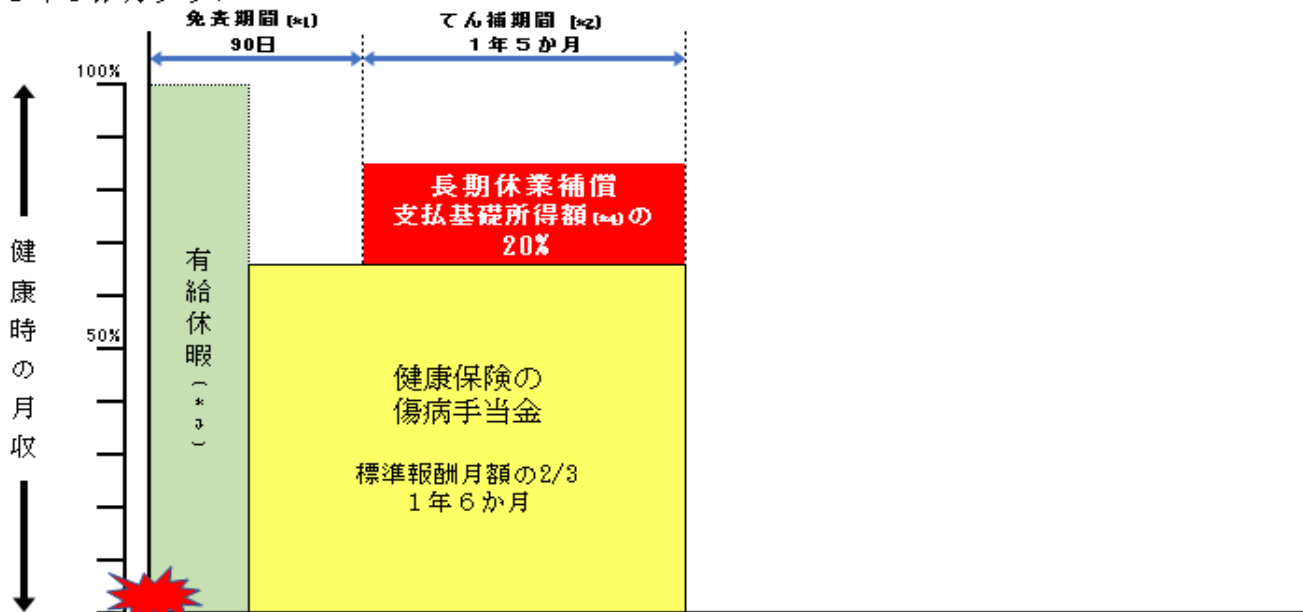


# ナイスパートナー・長期休業補償 (無記名・売上高方式)のご案内

当社では、商工会議所の長期休業補償（無記名・売上高方式）を導入しております。長期休業補償（無記名・売上高方式）とは、従業員の皆様が病気やケガで長期間仕事ができない場合に、最長1年5カ月まで、収入の一部を補償する制度です。保険料は会社で負担し、補償の対象者は社会保険の対象となる全役員・従業員（年齢制限があります）です。

## 補償イメージ図

1年5か月プラン



上記の図は、所得喪失率100%の場合の補償のイメージを、わかりやすく説明するために簡略化したものです。

### 就業障害発生

(a1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。

(a2) 保険金をお支払いする対象となる期間。

(a3) 有給休暇の残日数は個人により異なるため、てん補期間末日と傷病手当金支給期間の末日はぴったり一致しない場合があります。

(a4) 就業障害発生時点における給与、労務費、手当及び賃金等（不労所得は除く）。

## 長期休業補償（無記名・売上高方式）の概要

- ① 最長1年5カ月まで上記の表のとおり、給与の一定割合を補償。
- ② 入院中や**自宅療養中**も保険金お支払条件を満たしている限り補償。
- ③ 業務中、業務外問わず補償であり、かつ**メンタルヘルス不調**による休職時の収入の減少（補償は最長1年5カ月）、および地震・噴火またはこれらによる津波の天災危険を補償。
- ④ お支払いする保険金は**全額非課税**（2018年9月現在）。

# 保険金をお支払いしない主な場合

次のような原因により生じた就業障害については保険金は支払われません

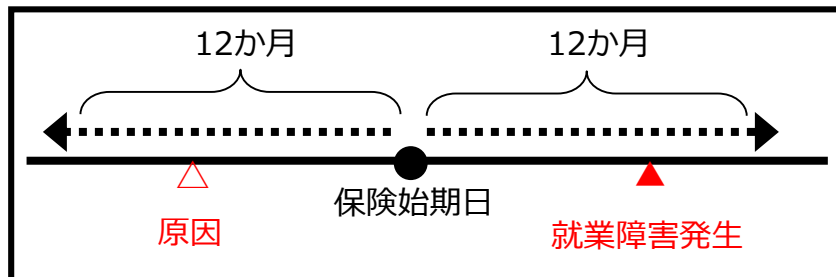
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害（天災危険補償特約がセットされる場合は、お支払いの対象になります。）
  - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分）
  - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
  - 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
  - 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害
  - 妊娠または出産による就業障害 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
  - 保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害
- （所定の精神障害については精神障害てん補期間（1年5カ月）を限度にお支払いの対象になります。）
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
  - 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害

等

## その他のご注意点

### ■ 始期前発病による不担保に関する取り扱いについて

就業障害の**発生時期**がこの保険の始期日以降12か月以内であり、かつ**起因する原因**が保険始期の直前12か月以内である場合、**保険金をお支払いしません。**



### ■ 保険金のお支払方法

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、90日を超えた場合就業障害期間1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

$$\text{支払基礎所得額} * 1 \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率} * 2$$

\* 1 就業障害発生時点における給与、労務費、手当及び賃金等（不労所得は除く）を言います。

\* 2 てん補期間1年5カ月まで 20%

### ■ 保険金請求の手続き

具体的な手続きについては、別途、取扱代理店もしくは保険会社から連絡しますが、医師の診断書等の必要書類を取り付けていただく必要があります。

本資料は総合生活保険（GLTD）の概要についてご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、下記お問い合わせ先までお問合せください。

## お問い合わせ先

株式会社保険工房 千葉支店  
〒260-0028 千葉県千葉市中央区新町24-9 千葉ウエストビル7F  
☎043-306-4883 担当：三中 清誉（みなか きよたか）